

補助者設置事務についてのご案内

事務手続きに必要な書類と手数料

| | 届出書 | 住民票の写しのコピー | 履歴書のコピー | 6号 (誓約書・不適合事由) | 7号 (誓約書・秘密を守る義務) | 顔写真2枚 | 有効期限 | 手数料 |
|--------|---------------|------------|---------|-------------------|---------------------|-----------|------|----------------|
| 設置 | 1号 (設置・廃止) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 2年間 | ¥2,000 |
| 更新 | 3号 (更新) | | | | | ○ | 5年間 | ¥1,000 |
| 変更 | 4号 (変更) | ○ (注1) | | | | ○ (注2) | 5年間 | ¥1,000 (注2) |
| 廃止 | 1号 (設置・廃止) | | | | | | | ¥0 |
| 紛失等再発行 | 5号 (再交付) | | | | | ○ | 2年間 | ¥1,000 |

注1:事務所の所在地又は事務所名称の変更の場合は添付書類は不要です。(写真のみ)

注2:補助者の自宅住所変更のみの場合は写真・手数料共に不要です。

※個人→法人変更の際の補助者切り替えについて

個人の補助者としては一度廃止手続きを行い、新たに法人補助者として新規手続きを行ってください。

- ・届出様式の「事務所」欄には事務所の所在地を記載して下さい。
- ・住民票写しのコピー：3ヶ月以内のもの
- ・履歴書のコピー：現在のもの（現在までの履歴の記載があるもの）
行政書士事務所に入られた履歴を記載して下さい。
- ・補助者証用の写真2枚（縦3×横2.5cm、カラー）裏面に氏名を記名して下さい。
- ・提出は郵送で構いません。手数料は小為替等をお送り頂くか、金融機関口座にお振り込み頂いた場合は、金融機関名とお振り込み日をお知らせ下さい。
- ・行政書士関係法令集の補助者規則（平成21年7月1日から施行）をご一読ください。

※記入漏れ等無いようご留意下さい。